



Q 私は現在、鳥取県内の会社でアルバイトとして働いています。時間給は鳥取県最低賃金となっていて、最低賃金より低いです。時間給は鳥取県最低賃金より低いです。時間給は鳥取県最低賃金より低いです。

A 労働者の賃金は労使間で話し合って決めるものです。誰がどのように決めているのですか。



鳥取県最低賃金はどのように決められますか

低い賃金を労使で合意していても、その合意は無効で、使用者は最低賃金以上の額を労働者に支払わなければならない。最低賃金は、産業や職種に関わりなく各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に対して適用される「地域別最低賃金」と、特定産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産別)最低賃金」の2種類があります。鳥取県最低賃金は地域別最低賃金にあたります。鳥取労働局長が公益代表、労働者代表、労働基準部賃金室に尋ねてください。

具体的には毎年、中央最低賃金審議会から示される「目安」を参考にしながら、鳥取地方最低賃金審議会、県内の実情を踏まえて審議、答申されます。答申に対する異議申し出に関する手続きを経て、鳥取労働局長が決定。官報公示によりその効力が発生します。詳しくは鳥取労働局労働基準部賃金室に尋ねてください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話0857 (29) 1705